



# 熊本県公報

第 1 1 7 7 8 号  
平成 21 年 2 月 6 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○三角港公有水面埋立用途変更許可……………	(港湾課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例による ものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定……………	(社会福祉課) 2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例による ものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更……………	( 〃 ) 2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例による ものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止……………	( 〃 ) 3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例による ものとされた生活保護法の規定による施術者の変更……………	( 〃 ) 3
○熊本県家畜伝染病予防事務交付金交付要綱の廃止……………	(畜産課) 4
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(障害者支援総室) 4
○障害者自立支援法に基づく事業の辞退……………	( 〃 ) 4
○障害者自立支援法に基づく事業の辞退……………	( 〃 ) 4
○障害者自立支援法に基づく事業の廃止……………	( 〃 ) 5
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 5
○道路の供用開始……………	( 〃 ) 5
○道路の供用開始……………	( 〃 ) 6
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(障害者支援総室) 6
<b>公 告</b>	
○地域リハビリテーション広域支援センターの指定申請書の 受付……………	(高齢者支援総室) 6
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了 公告……………	(建築課) 7
○県営土地改良事業の工事完了……………	(農村計画・技術管理課) 7
○土地改良区役員の退任……………	( 〃 ) 7
○平成21年度熊本県防災行政無線保守点検業務委託に 係る一般競争入札の実施……………	(危機管理・防災消防総室) 7
○熊本都市計画市街化区域及び市街化調整区域の案の縦覧……………	(都市計画課) 11
○熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の 案の縦覧……………	( 〃 ) 11
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………	(商工政策課) 11
<b>登 載 依 頼</b>	
○公示による通知……………	(用地対策課) 12
○公示による通知……………	( 〃 ) 13
○八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催……………	(医療政策総室) 14
○くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連 携推進協議会の開催……………	(健康づくり推進課) 14
<b>正 誤</b>	
○平成20年11月28日熊本県規則第65号(一般社団法人及び一 般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に 関する規則)中……………	(私学文書課) 15

## 告 示

**熊本県告示 8 3 号**  
平成 1 2 年 3 月 3 0 日付け熊本県指令港第 1 3 号で許可した三角港公有水面埋立につい  
て、公有水面埋立法(大正 1 0 年法律第 5 7 号)第 1 3 条ノ 2 第 1 項の規定により、次の  
とおり埋立地用途変更を許可した。  
平成 2 1 年 2 月 6 日

三角港港湾管理者 熊本県  
代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 許可を受けた者の住所及び氏名  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 2 許可年月日及び番号  
 平成 21 年 1 月 27 日  
 熊本県指令港第 8 号
- 3 埋立地の用途  
 (変更前)  
 埠頭用地 約 0.95 ヘクタール  
 (変更後)  
 埠頭用地 約 0.92 ヘクタール  
 道路用地 約 0.03 ヘクタール

**熊本県告示第 84 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により指定医療機関を次とおり指定したので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 21 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
酒瀬川内科	球磨郡錦町西 14 番地 8	平成 20 年 1 月 1 日
虹の里クリニック	阿蘇郡西原村布田字乾原 1088 番地 5	平成 20 年 1 月 1 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
竜北歯科クリニック	八代郡氷川町鹿野 322 番地 5	平成 20 年 10 月 1 日

(薬局)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ツツミ薬局	阿蘇郡高森町高森 2151 番地 1	平成 20 年 5 月 8 日
さくら調剤薬局 臨港店	八代市大村町字溝口 344 番地 1	平成 20 年 10 月 1 日
宇土まつやま調剤薬局	宇土市松山町 1921 番地 3	平成 20 年 9 月 1 日

**熊本県告示第 85 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 21 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	

高野歯科クリニック	所在地		平成 2 0 年 9 月 1 日 6 日
	八代市通町 1 1 番地 1 4 ニュークリエイト ビル 1 F	八代市本町一丁目 7 番 3 6 号	

(薬局)

医療機関名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
さくら調剤薬局瓦 屋店	名称及び所在地		平成 2 0 年 1 1 月 1 日
	さくら調剤薬局二日町 店 人吉市二日町 3 9 番地 3	さくら調剤薬局瓦屋店 人吉市瓦屋町 1 7 2 0 番地 6	

**熊本県告示第 8 6 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
酒瀬川内科	球磨郡錦町西 1 4 番地 8	平成 2 0 年 1 1 月 1 日
武内眼科医院	天草市栄町 1 3 番 1 5 号	平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
竜北歯科クリニック	八代郡氷川町鹿野 3 2 2 番地 5	平成 2 0 年 8 月 3 1 日

(薬局)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
ツツミ薬局高森店	阿蘇郡高森町高森 2 1 5 1 番地 1	平成 2 0 年 4 月 1 日
宇土まつやま調剤薬局	宇土市松山町 1 9 2 1 番地 3	平成 2 0 年 9 月 1 日

**熊本県告示第 8 7 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の施術者から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(はり・きゅう)

施術所名称	施 術 者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
有限会社 林田鍼灸院	林田 健三	施術所名称		昭和 5 5 年 1 2 月 1 7 日
		林田鍼灸院	有限会社 林田 鍼灸院	

**熊本県告示第 8 8 号**

熊本県家畜伝染病予防事務交付金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。  
平成 2 1 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県家畜伝染病予防事務交付金交付要綱を廃止する要綱  
熊本県家畜伝染病予防事務交付金交付要綱（昭和 3 2 年熊本県告示第 1 9 5 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県告示第 8 9 号**

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
平成 2 1 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
友愛苑共同生活援助事業所 球磨郡相良村柳瀬 9 8 7 番地 5 0	社会福祉法人友愛苑 球磨郡相良村柳瀬 9 8 7 番地 5 0 村山 能史	平成 2 1 年 2 月 1 日	4321880108	共同生活援助

**熊本県告示第 9 0 号**

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 7 条の規定により次の特定旧法指定施設から辞退の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
平成 2 1 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	辞退年月日	事業所番号	事業の種類
第二城南学園 下益城郡城南町藤山 1 2 6 3	社会福祉法人慶信会 下益城郡城南町藤山 1 2 7 6 - 2 甲斐 孝子	平成 2 1 年 3 月 3 1 日	4311500047	知的障害者 通所授産施設

**熊本県告示第 9 1 号**

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 7 条の規定により次の特定旧法指定施設から辞退の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
平成 2 1 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	辞退年月日	事業所番号	事業の種類
たまきな荘 玉名市玉名 2 1 9 4 番地	社会福祉法人玉医会 玉名市玉名 2 1 9 4 番地 田尻 守正	平成 2 1 年 3 月 3 1 日	4310400017	身体障害者 療護施設

**熊本県告示第 9 2 号**

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
たまきな荘短期入所事業所 玉名市玉名 2 1 9 4 番地	社会福祉法人 玉医会 玉名市玉名 2 1 9 4 番地 田尻 守正	平成 2 1 年 3 月 3 1 日	4310400017	短期入所

**熊本県告示第 9 3 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 2 月 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田熊本線	菊池郡大津町大字外牧字川鶴 1 7 8 番 1 地先から 同町大字錦野字上の平 1 0 0 3 番 2 地先まで	前	4.2 ～ 20.7	945.0	単道改
			後	4.2 ～ 20.7	945.0	
				11.6 ～ 48.4	990.0	
一般県道	外牧大林線	菊池郡大津町大字外牧字霞鶴 2 0 番 3 地先から 同所 2 0 番 3 地先まで	前	4.8 ～ 17.5	30.0	単道改
			後	4.9 ～ 14.0	17.6	
一般県道	辛川鹿本線	菊池市七城町橋田 5 1 番 2 地先から 同所 6 9 4 番 2 地先まで	前	4.0 ～ 17.0	520.0	単道改
			後	4.0 ～ 26.0	520.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 2 月 6 日

**熊本県告示第 9 4 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 2 月 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	宮野河内新 合線	天草市河浦町宮野河内字梅ノ木丸 8 2 2 番 1 地先から 同所 8 2 3 番 1 地先まで	33.1	単県側 溝 (臨)

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 2 月 6 日

熊本県告示第 9 5 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成 2 1 年 2 月 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
 平成 2 1 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	玉名植木線	鹿本郡植木町大字円台寺字菱形 6 6 4 番 2 地先から 同所 6 8 5 番 1 地先まで	121.0	道路法 第 2 4 条工事

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 2 月 9 日

熊本県告示第 9 6 号

障害者自立支援法 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
 平成 2 1 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
就労サポートセンター GAMADUS 宇土市栗崎町字大平 1 2 9 6 番地	N P O 法人 まちくらネットワーク熊本 熊本市兔谷 2 丁目 3 番 2 0 号 中川 勝則	平成 2 1 年 2 月 1 日	4312300090	就労継続支援 A 型

公 告

熊本県公告第 5 2 号

地域リハビリテーション広域支援センターの指定及び運営要項第 3 の 1 に基づき、指定申請書の受付をつぎのとおり実施する。  
 平成 2 1 年 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 申請に必要な書類  
様式第 1 号「地域リハビリテーション広域支援センター指定申請書」  
様式第 2 号「平成 2 1 年度事業計画書」
- 申請期限  
平成 2 1 年 2 月 1 9 日 (木)
- 提出先  
担当しようとする地域を管轄する保健所長 (熊本市内については熊本県健康福祉部高齢者支援総室)

- 4 指定の基準  
地域リハビリテーション広域支援センターの指定及び運営要項第2による。
- 5 業務内容  
地域リハビリテーション広域支援センターの指定及び運営要項第8による。
- 6 問い合わせ先  
熊本県健康福祉部高齢者支援総室介護予防班 電話096-333-2216
- 7 その他  
地域リハビリテーション広域支援センターの指定及び運営要項については熊本県庁ホームページから入手できる。

**熊本県公告第53号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
球磨郡錦町大字西字中ノ迫830番3の一部、同830番20の一部、835番1、同字打越715番98の一部、同715番102の一部、同715番181の一部、同715番182の一部、同715番183、同字白拍子771番3の一部、同字大谷742番2の一部及び同742番18の一部  
30,905.93平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
球磨郡錦町西字大谷742番地1  
藤田株式会社

**熊本県公告第54号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成21年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設、農業用道路、区画整理	一武（錦町）	平成11年3月26日	平成18年6月1日	熊本県

**熊本県公告第55号**

阿蘇市に事務所を置く阿蘇土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。  
平成21年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
理事	杉島 寿也	阿蘇市跡ヶ瀬272番地

**熊本県公告第56号**

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成21年2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
平成21年度熊本県防災行政無線保守点検業務
  - (2) 委託業務の内容  
委託業務仕様書による。
  - (3) 委託期間  
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
  - (4) 履行場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁外133箇所
  - (5) 入札金額  
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。

- なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントを加算した金額（当該金額に1円未満の数があるときは、その端数を切り捨てる。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (6) 最低制限価格等の設定  
本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
- (7) その他  
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
- イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目機器保守、取扱業種防災通信施設保守に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
- ア 審査申請の受付期間  
公告の日から平成21年2月25日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。  
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合は、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課 資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
- ウ 申請の方法  
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。  
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、「資格審査結果通知書」により通知する。
- (2) 過去5年間に於いて、国、地方公共団体（都道府県、市町村）と多重マイクロ回線及びVSAAT局等を含む大規模無線システムの保守点検業務の契約を締結した実績を有する者であること。
- (3) 故障等による障害発生時に、県からの対応要請後6時間以内に対応が可能な者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていた者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていた者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請  
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(3)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により別に定める「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。  
なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所  
ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
申請書等を電子入札システムにより提出すること。  
なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- イ 書面による入札（以下「紙入札方式」という。）参加の場合  
申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間  
公告の日から平成21年3月6日（金）午後5時30分まで（閉庁日を除く。）



- に提出すること。
- (3) 確認結果の通知  
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
  - (1) 契約条項を示す場所  
熊本県総務部危機管理・防災消防総室情報通信班（県庁行政棟新館 10 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2118 ファックス番号 096-383-1503
  - (2) 委託業務仕様書等
    - ア 閲覧（交付）の期間  
公告の日から平成 21 年 3 月 18 日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
    - イ 閲覧（交付）の場所  
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は 4 の（1）に記載する場所で交付する。
  - (3) 入札の日時及び場所
    - ア 電子入札システムによる入札  
3 の（3）記載の確認結果の通知を受けた日から、平成 21 年 3 月 18 日（水）午後 5 時までに入札すること。
    - イ 紙入札方式による入札
      - （ア）日時 平成 21 年 3 月 19 日（木）午後 2 時
      - （イ）場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県総務部危機管理・防災消防総室 災害対策本部室（県庁行政棟新館 10 階）
  - (4) 開札の日時及び場所  
4 の（3）のイに同じ。
  - (5) 再度の入札  
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。  
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成 21 年 3 月 19 日（木）午後 3 時までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
  - (1) 入札方法
    - ア 電子入札システムによる入札の場合  
4 の（3）のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。  
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を 4 の（1）に示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの紙入札方式によるものとする。
    - イ 紙入札方式による入札の場合  
別に定める「入札書」により作成し、4 の（3）のイの日時及び場所に持参し、提出すること。  
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める「委任状」を入札書と同時に提出すること。  
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成 21 年 3 月 18 日（水）までに 4 の（1）に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。  
（ア）封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。  
（イ）再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
  - (2) 開札の方法  
開札は、電子入札システムにおいて行う。  
ただし、紙入札方式により入札している場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
  - (3) 入札の回数  
入札回数は 2 回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。  
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
  - (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
  - (5) 無効の入札

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
  - ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
  - エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
  - オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
  - キ 紙入札方式による入札において、2 以上の意思表示をした入札
  - ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
  - ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者の I C カードを使用して提出された入札
  - コ 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 9 5 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - サ 明らかに連合によると認められる入札
  - シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他
- 委託業務仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- 6 契約の締結
- (1) 契約書作成の要否
  - 要
  - (2) 契約の締結期限

落札者決定の日から 1 4 日以内とする。

  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

免除する。

  - (2) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

  - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
  - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これを履行すべし誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- 8 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

  - (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
  - (3) 本競争入札は、世界貿易機関(W T O)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 Summary
- (1) Subject matter of the contract:

Disaster and Fire Radio Communication Maintenance

  - (2) The term of a contract:

From April 1, 2009 to March 31, 2010

  - (3) Date and place to submit bidding proposal:

Date : March 19, 2009 2:00 p.m.  
Place: Headquarter for Disaster Measures  
Kumamoto Prefectural Government

  - (4) Postal deadline to submit bidding proposal:

Bidding proposal must arrive no later than March 18, 2009

  - (5) Language and currency to be used for bidding:

Language: Japanese  
Currency: Japanese currency only

  - (6) Contact information:

Fire, Disaster and Crisis Management Administration Division  
Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,  
Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan  
Phone:096-333-2118

**熊本県公告第57号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町及び益城町の住民並びに利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成21年2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画市街化区域及び市街化調整区域
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
市街化区域に編入する区域  
熊本市徳王町、龍田二丁目、龍田四丁目、楡木一丁目、田井島三丁目、良町一丁目、良町四丁目、城山大塘一丁目、新土河原一丁目及び新土河原二丁目の各一部  
益城町大字広崎字松山西の全部並びに大字広崎字六本木、字立古閑、字梨木、字府内、字松山峠、字大野久保、字大野、大字古閑字横道、字豊之内、字宅地、大字福富字横道及び大字惣領字南野稲迫の各一部  
嘉島町大字上島字同尻、字長池、字芝原、字西塘添及び字東塘添の各一部  
菊陽町大字原水字南受の一部  
市街化調整区域に編入する区域  
熊本市龍田陳内二丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課、熊本県熊本土木事務所企画調査課、熊本県菊池地域振興局土木部企画調査課、熊本県上益城地域振興局土木部景観建築課、同部企画調査課、熊本市都市建設局都市政策部都市計画課、合志市建設部都市計画課、菊陽町産業建設部都市計画課、嘉島町建設課、益城町都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成21年2月6日から平成21年2月20日まで

**熊本県公告第58号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町及び益城町の住民並びに利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成21年2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課、熊本県熊本土木事務所企画調査課、熊本県菊池地域振興局土木部企画調査課、熊本県上益城地域振興局土木部景観建築課、同部企画調査課、熊本市都市建設局都市政策部都市計画課、合志市建設部都市計画課、菊陽町産業建設部都市計画課、嘉島町建設課、益城町都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成21年2月6日から平成21年2月20日まで

**熊本県公告第59号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成21年2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ムサンプラザ

- 熊本県熊本市武蔵ヶ丘五丁目264番地1ほか  
 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日  
 平成19年6月25日  
 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	D B 信託株式会社 代表取締役 北瀬 啓治 東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー
承継後	三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 岡松 寿治 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由  
 所有権移転のため  
 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積  
 2,556平方メートル  
 6 届出年月日  
 平成21年1月26日

登載依頼
------

熊本県収用委員会公告第3号

公 示 に よ る 通 知

熊本県葦北郡芦北町大字花岡字宇土138番50、熊本県葦北郡芦北町大字花岡字古東泉寺236番1の土地所有者

- (1) 登記名義人(亡)井上サツの法定相続人  
 氏名不詳(持分155分の1)  
 存否不明
- (2) 西福次(持分155分の1)  
 存否不明
- (3) 城戸敏之(持分155分の1)  
 居所不明
- (4) 前川清太郎(155分の1)  
 存否不明
- (5) 山本鎌平(155分の1)  
 存否不明
- (6) 元村善平(155分の1)  
 存否不明
- (7) 内山用作(155分の1)  
 存否不明
- (8) 川上富吉(155分の1)  
 存否不明
- (9) 川口増太(155分の1)  
 存否不明
- (10) 城戸初次(155分の1)  
 存否不明
- (11) 掛橋安吉(155分の1)  
 存否不明
- (12) 山本文藏(155分の1)  
 存否不明
- (13) 一村寛(23,250分の1)  
 東京都青梅市河辺町6丁目23番地4梨の木ハイツ308号
- (14) 山口誠(24,800分の3)  
 居所不明
- (15) 杉下吾藏(155分の1)  
 存否不明
- (16) 野下ナカ(155分の1)  
 存否不明
- (17) 田口春雄(100,440分の1)  
 居所不明  
 ただし住民票上の住所  
 熊本県葦北郡芦北町大字湯浦600番地43棟
- (18) 柴文夫(1,860分の1)  
 居所不明  
 ただし住民票上の住所

- 兵庫県芦屋市若葉町5番2-1143  
 (19) 富野寅太 (155分の1)  
 存否不明  
 (20) 杉村忠次 (155分の1)  
 存否不明  
 (21) 登記名義人(亡)大谷乙松の法定相続人  
 氏名不詳(持分155分の1)  
 存否不明  
 (22) 野勢トメ (155分の1)  
 存否不明  
 (23) 光永松平 (155分の1)  
 存否不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局(熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成21年1月27日付け熊収第137号の書面(一般国道3号改築工事(南九州西回り自動車道(20工区)「日奈久芦北道路」新設工事・熊本県葦北郡芦北町田浦字大丸地内から同町花岡字伊徳庵地内まで)並びにこれに伴う農業用道路及び準用河川付替工事に係る土地収用案件の審理開催通知書)

(注意)上記書面を受領しないときは、平成21年2月18日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成21年2月6日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

#### 熊本県収用委員会公告第4号

公 示 に よ る 通 知  
 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字土138番51の土地所有者

- (1) 登記名義人(亡)井上サツの法定相続人  
 氏名不詳(持分155分の1)  
 存否不明  
 (2) 西福次(持分155分の1)  
 存否不明  
 (3) 城戸敏之(持分155分の1)  
 居所不明  
 (4) 前川清太郎(155分の1)  
 存否不明  
 (5) 山本鎌平(155分の1)  
 存否不明  
 (6) 元村善平(155分の1)  
 存否不明  
 (7) 内山用作(155分の1)  
 存否不明  
 (8) 川上富吉(155分の1)  
 存否不明  
 (9) 川口増太(155分の1)  
 存否不明  
 (10) 城戸初次(155分の1)  
 存否不明  
 (11) 掛橋安吉(155分の1)  
 存否不明  
 (12) 山本文藏(155分の1)  
 存否不明  
 (13) 一村寛(23, 250分の1)  
 東京都青梅市河辺町6丁目23番地4梨の木ハイツ308号  
 (14) 山口誠(24, 800分の3)  
 居所不明  
 (15) 杉下吾藏(155分の1)  
 存否不明  
 (16) 野下ナカ(155分の1)  
 存否不明  
 (17) 田口春雄(100, 440分の1)  
 居所不明  
 ただし住民票上の住所  
 熊本県葦北郡芦北町大字湯浦600番地43棟  
 (18) 柴文夫(1, 860分の1)  
 居所不明

- ただし住民票上の住所  
兵庫県芦屋市若葉町5番2-1143  
(19) 富野寅太 (155分の1)  
存否不明  
(20) 杉村忠次 (155分の1)  
存否不明  
(21) 登記名義人(亡)大谷乙松の法定相続人  
氏名不詳(持分155分の1)  
存否不明  
(22) 野勢トメ (155分の1)  
存否不明  
(23) 光永松平 (155分の1)  
存否不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局(熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成21年1月27日付け熊収第138号の書面(一般国道3号改築工事(南九州西回り自動車道(20工区)「日奈久芦北道路」新設工事・熊本県葦北郡芦北町田浦字大丸地内から同町花岡字伊徳庵地内まで)並びにこれに伴う農業用道路及び準用河川付替工事に係る土地収用案件の審理開催通知書)

(注意)上記書面を受領しないときは、平成21年2月18日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成21年2月6日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

#### 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成21年2月6日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

1 開催日時

平成21年2月26日(木)午後6時30分から午後7時まで

2 開催場所

八代市西片町1660

熊本県八代地域振興局 5階 中会議室(八代総合庁舎5階)

3 議題

- (1) 八代地域病院群輪番制病院の平成21年度実施計画について  
(2) 八代地域メディカルコントロール協議会について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県八代市西片町1660番地

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局

(熊本県八代保健所総務企画課内)

(電話 0965-33-3197)

#### くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会公告第1号

平成20年度くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会を次のとおり開催する。

平成21年2月6日

くまもと21ヘルスプラン推進委員会

1 開催日時

平成21年2月16日(月)

午後2時00分から午後4時00分まで

2 開催場所

熊本テルサ 2階たい樹

3 議題

- (1) くまもと21ヘルスプラン推進委員会設置要項の一部改正について  
(2) 健康増進計画を推進する関係機関・団体等の取組状況等について  
(3) 特定健康診査・特定保健指導に関する平成20年度の取組みについて

- (4) 地域・職域連携推進事業の取組みについて
- (5) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
 熊本県健康福祉部健康づくり推進課 健康づくり企画・栄養班  
 (電話096-333-2208)

正 誤

平成20年11月28日熊本県規則第65号（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	43	第52条第1項	第52条第1号
	51	定めること。 第1条第12号タ中	定めること。 ト 法第46条第5項の規定により仮理事を選任すること。 ナ 法第46条第6項の規定により特別代理人を選任すること。 第1条第12号タ中